

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（令和2年11月10日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

11月10日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）石井佑可子，石栗正子，岩山豊，小形修一，小池千秋，小松和行，
小松智子，齋藤重博，高木淳平，知野明（※敬称略・五十音順）

（説明者）古積辰次郎次席家裁調査官，松下美加子総括主任家裁調査官，
檜森悠紀次席書記官

（裁判所）山本佳子首席家裁調査官，高柴浩和家事首席書記官，
佐々木克巳少年首席書記官
青木仁事務局長，大橋里美事務局次長

（庶務）澤崎豪総務課長，細田真由子総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1） 議事

ア 委員の退任，任命についての報告

前回の委員会以降，田中祥彦委員，小路法雄委員，西田史明委員，赤間幸人委員が退任され，新たに相内亮委員，岩山豊委員，小松和行委員，小松智子委員が任命されたことが報告された。

イ 「子の監護に関する事件の統計と手続」の説明

ウ 「子どもを巡る紛争での家裁調査官の関与について」の説明

エ 「子を巡る紛争における児童室の活用について」の説明

オ 見学～児童室と観察室

カ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり（ただし，別紙には上記イからオまでを含む。）

（2） 次回の予定等

ア 委員会日程 令和3年5月24日（月）午後1時30分

イ テーマ 「裁判所における新型コロナウイルス感染症対策」

別 紙

概 要

□委員長 ●委員 △説明担当者

- まず、子の監護に関する事件の統計と手続について、檜森次席書記官からご説明します。
- △ 『子の監護に関する事件の手続説明（統計関係を含む。）』の説明（省略）
- 続きまして、子どもを巡る紛争に家裁調査官がどのように関与するのかについて、古積次席家裁調査官からご説明します。
- △ 『子どもを巡る紛争での家裁調査官の関与について』の説明（省略）
- 続きまして、子どもを巡る紛争における児童室の活用について、松下総括主任家裁調査官からご説明します。
- △ 『子どもを巡る紛争における児童室の活用について』の説明（省略）
- それでは、児童室と観察室をご覧ください。密を避けるため4班に分かれて見学していただきます。会場に残っている班の皆様には、児童室内の備品についてご説明を行います。
- △ 見学～児童室・観察室（省略）
- △ 『児童室の備品について』の説明（省略）
- 児童室について、子どもの安全確保、子どもの情緒面への配慮、庁舎設備・備品などについて、御感想やそれ以外についてでも結構ですので、工夫や改善すべきことなどについての御意見をお聞かせください。
- 児童室などを見させていただき、おもちゃの使い方や時間配分、関わり方など、おそらくこれまでのご経験からずいぶん工夫されていると思いました。最近、日本の離婚家庭で育ったお子さんが大人になってからの調査を受けた心理学系の研究論文が立て続けに2本ぐらい出ています。もともと海外では言われていましたが、日本でも、離婚後の父母の関係や親権を持った親が面会に関して否定的な反応をしないということがお子さんの自尊心や精神的な健康、大人になってからの問題行動などに影響を与えることがわかりました。一方でお子さんは、顔をうかがったり、気を遣ったりして、親御さんから「行ってもいいよ」と言われても、「いや、お父さんと会いたくない」とか、「お母さんはもういない」などと言いがちであることが良く知られています。調査をされる際は、お子さんが大人になってからのその後の影響を考え、どこまでお子さんの言葉や反応を真実とすれば良いのか、また、親御さんの態度が大人になってからのお子さんの反発や育ちに影響を与えるという情報が親御さんにどう伝わると良いのかなど、お聞きしながら考えました。
- 非常にアナログの温かい遊具がたくさんあり、小さなお子さんでも楽しめるように工夫されていると理解しましたが、最近ではデジタル系の遊具も小学校低学年から中学校までのお子さんが遊んでいます。デジタル系の遊具もご検討されたいかがかなと思います。

した。調停委員として、実際に調停の中であの部屋を利用させていただくと、当事者双方の印象が非常によくなりますので、調停を進めてゆく中では、なんとかあの部屋を利用してみなさんのお話を聞いて合意できるところまで、行けたら良いと考えながら進めています。もう少しあの部屋を利用できる回数が増えるような工夫をしていかななくてはならないと考えています。

- 普段の様子は、例えば食事をしていたり、手をつないで歩いたり、多面的な瞬間でわかる場所もあると思います。児童室はリラックスした雰囲気の中で親密度を図るのが狙いだと思いますが、非常に制約のあるところだと思いました。シングルマザーが養育費を受けている率がものすごく少なく、ひとり親の貧困が問題になっています。今日拝見した児童室にたどり着けるのは、実はすごく恵まれたケースなのだろうと思いました。裁判所が面会交流の制度を積極的にPRすれば、救われる家庭がもっと増えてくると思います。

- 備品等については、限られた時間の中で十分安全確保がされていると思います。交流の場面においては、さまざまな年齢層の子に対し、親自身の病気などについても情緒的な配慮をするのが難しいと思いました。試行的面会交流や交流場面観察は1回だけで終わっているのか、複数回やるものもあるのか、試行的面会交流は1回で終わって判断になってしまうのか、それとも事案に応じて複数回交流を設定しながらより良い方法を見出してゆくのか、質問したいと思います。併せて、札幌家裁の面会交流事件の対象のお子さんの年齢層が大体どのくらいになるのかも、質問します。

△ 統計は取っておりませんが、感覚でいうと、試行的面会交流を複数回やることはあまりないと思います。基本的に、試行的面会交流は、これをきっかけに話し合いを具体的に活性化させる、あるいは実績としてやれたという感じをもっていただき次につながるような動機づけにするというのが主な目的ですので、ケースによってあるかもしれませんが、1回が多いという感じです。交流場面観察についても、複数回やるということはほぼないと思います。

- 児童室を使う子どもの年齢層についても、統計をとっていないので裁判所委員としての感覚的なところになりますが、基本的には小さいお子さんがほとんどです。年齢で言うと、せいぜい小学生、それも中学年ぐらいまでが多いと思います。中学生、高校生になってくると、お子さんの方もかなり自分の自我が芽生えてきます。小さいお子さんと違い、親が決めたからといってお子さんがそれに従うかというところかなり難しいところが出てきます。そういう意味では、また違う形での調整が多いというのが、現場にいるものとしての実感です。

- 温かい感じの雰囲気があるというのが児童室に入ったときの印象です。どちらかというと、ターゲット、層として、児童というくくりの方々があそこに行く感じなのかなという印象を持ちました。安全確保の部分でいうと、今までは全く問題なかったと思いますが、今コロナという新たな課題が出て来ています。例えば、換気が出来なかったり、

密になったり，その辺の対応です。せっかく場を設けて感染源になってしまっはまずいので，時流に合わせて安全面をとらえていく必要があると思いました。情緒面の部分でいうと，私も今回初めて家庭裁判所に来ましたが，玄関を入ってからエレベーターで上がるまで，非常に緊張感がありました。児童室に来る方々，特に子どもはもっと見えない形で，構えたり，緊張したりというのがあると思います。新たな安全面，スタンダードというのを考えていくのであれば，物理的な問題ではないかもしれませんが，気軽に入れる環境づくりというのも今後検討したらどうかと思いました。

- 私も裁判所の中に足を踏み入れたのは初めてです。まさか裁判所の中にあんな児童室があるなんてことは思ってもいませんでした。お部屋の中にいろんなものがたくさん配置されており，子どもさんや年齢に合わせて何を使うかというのをセレクトしている点について，いろいろご配慮しているのだなと思いました。最近の子どもたちは，小さなころからデジタルで遊ぶというのがスタンダードになっています。ただ，それに向き合ってしまうと何も言葉を話さないという状況にならないようにということを考えると，子どもの表情や言葉がうかがえ，対話的なものを引き出す工夫をされているのかなと感じました。学校だけではなかなか教育はできないので，地域のみなさんの力や家庭の力が大きいと非常に感じます。いろいろな家庭があって，十分な教育力がない親の元で育った子どもがたくさんいます。その子どもたちにも，社会に出て生きる力をつけてあげなければいけないと思っています。学校だけではなく，自分は大切にされているという自己肯定感を持てる環境が家庭の中にあることが本当に望ましいということを改めて感じました。
- 私は札幌で弁護士を15年程やっていますが，児童室を使って解決した事件が1件ありました。結構感情的な対立が激しい事件だったのですが，試行的面会交流をやっていただけ，監護親の方がその様子を見たこともあって，合意までたどり着けました。よく覚えているのは，感情的対立が激しい中お子さんと会うのがすごく久しぶりということで，当日両方の保護者がものすごくピリピリしていたということでした。そして上手に合意までたどり着くことができたという経験がありこの制度には非常に期待をしています。ただ，ピリピリした中でかなり人手も配慮も要るところがあり，なかなか利用は難しいところもあると思っています。何人かの弁護士の話を聞いてきたのですが，期待している声は高かったです。その中でいくつか意見があったのは，カメラとモニターです。バックヤードで音声聞きづらかったり，カメラに死角があったりしたという声がありました。カメラやモニターの更新をご検討いただけたら良いと思いました。それから，運営の仕方とも関係のあるところですが，監護親や調停委員も，試行的面会交流をやっているのを見て共有した方がうまくいくと思います。モニターで見る部屋の環境として当事者がたくさん入るには狭かったりするという意見も聞きました。なかなかハード的に部屋を広げるのは難しい場合があると思うので，そうであれば，もう一室，別室でモニターを見られるような対応をするといったことも考えられると感じました。面会交

流の中で児童室に期待するところは非常に大きいので、コロナの問題等ではありますが、制約ある中でも件数を増やしていただきたいと期待しています。

- 様々な御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。最後に、高木委員から、家裁委員会のテーマとして新型コロナウイルス感染予防の観点で、札幌家裁がどういうことをやってきたのか説明してほしいというご提案がありました。もし皆様方のご了解が得られるのであれば次回の家裁委員会で、私共がとった対応や措置についてまとめてご説明をした上でご意見を伺うことにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

● 了解

- 高木委員の御提案のうち、前回の家裁委員会で調停についてご説明をさせていただいたところに対するご質問もあるものと整理させていただき、調停で行った新型コロナウイルス対応について簡単に説明させていただきます。

△ まず、感染防止への対応についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の在り方として、最高裁事務総局において、専門家の助言を得て、マスク着用についての考え方を整理しています。これによると、マスクの着用は、発話や咳・くしゃみ等の場面での飛沫の拡散をおおむね抑制するものとして効果が高いことから、マスクの着用を確実にすることが極めて重要とされています。そこで、継続的に発話される場面が多い調停手続でも、当事者らに対して、マスクの着用や、できる限り間隔を空けて着席するようにお願いしています。そのほか、当事者らが交代するタイミングで調停室の換気を行っています。また、当事者や調停委員の移動・接触を可能な限り回避するため、できるだけ時間を短縮したり、電話会議システムを利用したりといった工夫をしています。次に、調停事件への影響についてですが、本年2月以降の調停事件の進行への影響については、統計を取っておりませんので、正確な数値としての回答はできません。推計で差し支えなければ、調停事件の実施件数については、緊急事態宣言後の4月20日から同月24日までの1週間に、1日平均で30件程度が期日指定されておりました。例えば、5月であれば平日が18日間ありますので、1か月間で540件程度の実施が予定されていたと推計されます。そのすべてが新型コロナウイルスの影響によるものかは把握しておりませんが、4月16日の緊急事態宣言を受けて、4月20日以降の期日については、緊急性の高い事件以外は、ほぼ全件が取り消されているものと思われます。また、4月16日以前の期間については、一律に期日を取り消すなどの措置はとっておりませんが、当事者から出席への不安が述べられたりして取り消されたものがあると思います。どの程度の事件で期日取消の措置がとられたかについてはわかりません。

- それでは、次回のテーマを「裁判所における新型コロナウイルス感染症対策」といたしまして、本日の家庭裁判所委員会はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。